

15

43

ニ合テテ  
トテテテ

# 大日本帝國政府

極秘

## 目的

「ビルマ」國爲管理實施要領(現地事)

一九二一於九月

(ヤ)

「ビルマ」國ト共榮圈内諸國及日本占領地域間ニ於ケル資金ノ移  
動ヲ統制シテ國內金融ノ圓滑ナル運轉ヲ計ルト共ニ獨立國ノ權威  
ヲ尊重シ戰爭協力ニ遺憾ナカラシムル爲「ビルマ」國政府ヲシテ  
爲管理ヲ實施セシメントス

## 指 遣

(一)「ビルマ」國爲管理法ヲ制定シ、同法施行規則ヲ以テ之カ彈  
力的ナル發効ヲ企圖ス

「註」右ノ法令案要綱ハ別紙(一)及(二)ノ通ニシテ概本兩政令ニ準  
據ス

(二)管理事務ノ執行ハ「ビルマ」國官吏ノ能力等ニ稱ヘ「ビルマ」  
國立銀行(又ハ南方開發基金庫)ニ委任擔當セシム



大日本帝國週報



一、...

二、...

三、...

四、...

五、...

六、...

七、...

八、...

九、...

十、...

十一、...

十二、...

十三、...

十四、...

十五、...

十六、...

十七、...

十八、...

十九、...

二十、...

二十一、...

二十二、...

二十三、...

二十四、...

二十五、...

二十六、...

二十七、...

二十八、...

二十九、...

三十、...

一九一一年六月六日

(ヤ)

大日本帝國政府

為即ち、日本列島の  
ニサセシテ、  
持たシテ、  
官廳ニシテ、

左記の如く、  
右記の如く、  
加給、持、  
シテ、

- 一、...
- 二、...
- 三、...
- 四、...
- 五、...
- 六、...
- 七、...
- 八、...
- 九、...
- 十、...
- 十一、...
- 十二、...
- 十三、...
- 十四、...
- 十五、...
- 十六、...
- 十七、...
- 十八、...
- 十九、...
- 二十、...
- 二十一、...
- 二十二、...
- 二十三、...
- 二十四、...
- 二十五、...
- 二十六、...
- 二十七、...
- 二十八、...
- 二十九、...
- 三十、...

本件ハ、  
...



大日本帝國通則

Handwritten text in vertical columns, likely a list of regulations or administrative rules. The text is dense and covers most of the page.



大日本帝國政府

別紙第一

一、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲ケル取引又ハ行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得ルニト

- 1、外國通貨又ハ外國爲替ノ取得又ハ處分
2、通貨ノ輸出若ハ輸入
3、金銀地金、金又ハ銀ノ合金、金又ハ銀ヲ主タル材料トスル物ノ輸出
4、外國ヘノ送金ニシテ前三號ニ包含スル方法ニ依ラサルモノ
5、外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ又ハ外國居住者ノ爲ニスル「ピルマ」國內ニ於テ爲ス支持又ハ其ノ受領
6、外國ニ於テ爲ス支持「ピルマ」國內ニ於ケル委託
7、外國居住者ノ爲ニスル債權ノ取立又ハ取立ノ依頼者ハ引受
8、外國居住者ニ對スル債權ノ取立又ハ取立ノ依頼者ハ引受

「ピルマ」關於管理法律要綱(案)







# 大日本帝國政府

ル事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

1、外國通貨又ハ外國爲替  
 2、外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權又ハ「ビルマ」國通貨  
 3、以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權  
 4、外國ニ在ル財産ニシテ前二號ニ掲ケサルモノ  
 前項ノ規定ニ依リ政府ノ指定スル者ニ賣却スヘキコトヲ命シタル  
 場合ノ賣却價額ハ政府之ヲ定ムルコト

四、政府ハ命令ノ定ムル所ニヨリ外國ヘノ送金、外國ヨリノ送金ノ受  
 領其ノ他外國トノ間ニ於ケル債權債務ノ決済ニ關シ其ノ方法、條  
 件其ノ他必要ナル事項ヲ命スル事ヲ得ルコト

五、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必  
 要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セ  
 シムルコトヲ得ルコト

# 大日本帝國通關

一、通關ノ命令ノ或ルハ神ニ對シテニ  
 二、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 三、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 四、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 五、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 六、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 七、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 八、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 九、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十一、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十二、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十三、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十四、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十五、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十六、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十七、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十八、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 十九、其ノ他ノ命令ニ關シテハ  
 二十、其ノ他ノ命令ニ關シテハ



大日本帝國憲法

ノ一、凡そ法律ノ制定ニ關シテハ、國會ニ於テ、議決スルコトヲ要ス。又、法律ノ公布ニ關シテハ、天皇ノ御璽ヲ奉シ、公布スルコトヲ要ス。...

大日本帝國政府

六、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ國立銀行又ハ政府ノ指定スル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得ルコト。...

政府の命令



大日本帝國通則

一、本規則ニ於ケル「ビルマ」國ノ全土ニ及フトスルコト（第二項）  
二、本規則ハ「ビルマ」國ノ全土ニ及フトスルコト（第二項）  
三、日本軍、日本軍人及日本軍屬ニ對シテハ本規則ノ定ムル取引  
又ハ行爲ノ制限ヲ免除スルコト（第三項）  
四、本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施スルコト（第四項）  
五、本規則ニ於ケル用語ノ定義チ左ノ通り定ムルコト（第二條）  
（一）爲替トハ「ビルマ」國ヨリ外國ニ仕向ケ又ハ外國ヨリ「ビル  
マ」國ニ仕向ケタル爲替手形、小切手、支拂指圖書又ハ電信爲  
替ヲ謂フコト（第一條）  
（二）信用狀トハ前爲爲替信用狀、後爲爲替信用狀、旅行信用狀、爲替  
買取指圖書、爲替買取指圖書、貨物證券指圖書、其ノ他此

大日本帝國政府

別紙第二  
「ビルマ」國爲爲替管理法施行規則要綱（案）  
一、本規則チ一九四四年「ビルマ」國爲爲替管理法施行規則ト稱ス  
ルコト（第一條第一項）  
二、本規則ハ「ビルマ」國ノ全土ニ及フトスルコト（第二項）  
三、日本軍、日本軍人及日本軍屬ニ對シテハ本規則ノ定ムル取引  
又ハ行爲ノ制限ヲ免除スルコト（第三項）  
四、本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施スルコト（第四項）  
五、本規則ニ於ケル用語ノ定義チ左ノ通り定ムルコト（第二條）  
（一）爲替トハ「ビルマ」國ヨリ外國ニ仕向ケ又ハ外國ヨリ「ビル  
マ」國ニ仕向ケタル爲替手形、小切手、支拂指圖書又ハ電信爲  
替ヲ謂フコト（第一條）  
（二）信用狀トハ前爲爲替信用狀、後爲爲替信用狀、旅行信用狀、爲替  
買取指圖書、爲替買取指圖書、貨物證券指圖書、其ノ他此







大日本帝國通則

(1) 通則ノ凡入... (2) 外國ヨリ「ビルマ」國ニ仕向ケタル爲替ノ支拂... 前項ノ許可ヲ受ケントスルモノハ本規則附屬書式第一號(イ)又ハ(ロ)ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシトスルコト(第二項)...

大日本帝國政府

(2) 外國ヨリ「ビルマ」國ニ仕向ケタル爲替ノ支拂... 前項ノ許可ヲ受ケントスルモノハ本規則附屬書式第一號(イ)又ハ(ロ)ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシトスルコト(第二項)...



























大日本帝國憲法

國務大臣ハ國政ヲ掌理スルニ於テ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(四) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(五) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(六) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(七) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(八) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(九) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十一) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十二) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十三) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十四) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十五) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十六) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十七) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十八) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(十九) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ  
(二十) 國務大臣ハ其ノ職務ニ關シテ總理大臣ノ指揮ヲ受ルコトニシテ

大日本帝國政府

セストスルコト(第十七條)  
大財務大臣必要アルトキハ本規則ニ定ムルモノノ外取寄ヲ徴シ又ハ  
部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況若ハ帳簿簿等其  
ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得トスルコト(第十八條)  
大財務大臣必要アルトキハ本規則施行ニ關スル事務ノ一部ヲ其ノ指  
定スルモノヲシテ取扱ハシムルコトヲ得トスルコト(第十九條第  
一項)  
前項ノ規定ニヨリ財務大臣ノ指定スルモノヲシテ本規則施行ニ關  
スル事務ノ一部ヲ取扱ハシムル場合ハ財務大臣之ヲ告示ス  
其ノ廢止又ハ變更ヲ爲ス場合亦同シトスルコト(第二項)

附屬書式 略